

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成30年5月11日（金）10:29～11:17
- 2 場所 永田町合同庁舎1階第3共用会議室
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|----|-------|------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所所長
大阪大学名誉教授 |
| 委員 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 委員 | 本間 正義 | 西南学院大学経済学部教授 |

<提案者>

- | | |
|--------|---------------------|
| 高江洲 昌幸 | 沖縄県企画部企画調整課副参事 |
| 池原 秀典 | 沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課主幹 |
| 池田 潤 | 沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課班長 |
| 伊佐 馨 | 沖縄県商工労働部情報産業振興課班長 |
| 糸数 勝範 | 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課班長 |
| 與座 大介 | 沖縄県商工労働部アジア経済戦略課主任 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 岡本 直之 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 小谷 敦 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 久保 賢太郎 | 内閣府政策参与 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 新規の規制改革提案について
- 3 閉会

○小谷参事官 それでは、ヒアリングの3コマ目です。

沖縄県から、前回いただいた宿題を踏まえた宿題返し等について、ポイントを絞って御説明いただければと思います。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 おはようございます。

お忙しいところをお越しくださいます、ありがとうございます。

早速、今度の新しいお考えについて伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。
○高江洲副参事 本日はお忙しい中、ヒアリングの機会を設けていただきまして、感謝申し上げます。

私、沖縄県企画部企画調整課の高江洲と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

沖縄県では、特区認定に向けまして、現在、10件の事業を検討しているところでございます。内訳は、既存メニューで2件、新規で5件、サンドボックス関連で3件でございます。本日はその中から、新規事業5件について御説明をしたいと考えております。

本日、お配りしている資料には、基本的には、前回3月のワーキンググループのヒアリングにおきまして、委員の皆様から御意見、御指摘をいただいた案件について回答する形で資料を作成してございます。

1ページに五つの新規事業がございますが、そのうちの2番のホテル等宿泊業につきましては、前回のワーキンググループのヒアリングにおいて、委員の皆様からは特に御指摘はございませんでしたが、対象業務や資格要件といったものを明確化するなど、ブラッシュアップを図っておりますので、その点の説明をしたいと思います。

4番の内航船・外航船につきましても、委員の皆様から特段の指摘はございませんでしたが、内閣府のほうから規制官庁である財務省へ打診していただいたところ、意見がございましたので、これに対する回答という形で整理したものを説明したいと思います。

それでは、1番の事業から順に、事業課の担当班長から御説明を申し上げまして、5事業を一通り御説明した後に、御意見、御指摘をいただければと思っております。

なお、資料につきましては、関係団体と調整中の案件もございまして、内容につきましては、区域会議と合わせて公表くださるようお願い申し上げます。

○池田班長 沖縄県観光振興課の池田と申します。よろしくお願ひいたします。

○八田座長 ちなみに、この資料は区域会議と一緒にやりますけれども、議事要旨は公開するという点でよろしいですか。

○小谷参事官 準備がありますので、多分、区域会議より先に公開はないと思います。

○八田座長 少なくとも区域会議までは待ちたいということですね。

○高江洲副参事 そうです。

○八田座長 わかりました。結構です。

○池田班長 それでは、沖縄県観光振興課のほうからは「レジャーダイバーガイドに係る要件緩和」について御説明させていただきます。

資料の2ページは、現状として、外国人ダイビング客の増加の推移、言語対応、資格等の課題があり、レジャーダイバーガイドに係る要件緩和が必要とされていることを整理しております。

3ページは、1人当たりの消費額が横ばいの状況の中、「体験型」の促進が望まれ、北海道のスキーと並び、ダイビングも有望であるが、活用上の課題として、外国人の潜水士資格が取得困難であることを整理しております。

4 ページで、外国人レジャーダイバーガイドの活用にあたって、日本語での試験であることから、外国人の潜水士資格の取得ができず、アメリカ、オーストラリアなどの主な国では、レジャーダイバーガイドの国家資格はなく、沖縄の特区では、外国人インストラクターは潜水士資格は不要という規制緩和を実現することが望ましいと考えておりますが、もしそれを認めるのが難しい場合は、改正案1の「潜水士資格とは別のレジャーダイバーガイド資格を創設」と、改正案2の「潜水士資格の中にレジャーダイバーガイド限定資格を創設」を提案しております。

1 は前回のワーキンググループのときに御提案させていただいた内容とほぼ同じですが、プラスアルファで潜水士資格の中にレジャーダイバーガイド限定資格を創設することを提案しておりますが、こちらとしては改正案1のほうで進めていきたいと考えております。

5 ページは、現行法の規制を整理しております。

6 ページは、改正案1、改正案2のいずれかで、沖縄での外国人ダイビング客対応に限定した形でスタートし、将来的には全国全てのダイビング客対応に広げられるようなスキーム図を整理しております。

7 ページは、改正案1の、潜水資格とは別のレジャーダイバーガイド資格を創設した場合のフロー図を整理しております。

8～9 ページは、レジャーダイバーガイドと他の潜水業務の違いを比較表で整理しております。

以上、簡単ではありますが、レジャーダイバーガイドの現状と課題の説明を終わらせていただきます。

○池原主幹 続きまして、私は沖縄県文化観光スポーツ部観光政策課の池原と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、10ページの沖縄観光の現状ですけれども、観光産業は我が国の成長分野として大きく期待されており、沖縄県においても外国人観光客が急増しております。

課題についてですけれども、現在、ホテル、旅館におきましては、外国語を用いたフロント業務は、技人国に該当するとして認められておりますが、その他の訪日外国人対応の業務も急増しております。

次に、規制改革提案についてですが、現在、在留資格の技人国において求められている学歴要件や実務経験については要件緩和をせずに、対人業務でありますレストランサービス業務、ベル業務等や、おもてなし支援業務であります客室清掃等についても実施可能な枠組みを設ける提案となっております。

11ページは、ホテル等宿泊施設におけるマルチタスク人材でございますが、在留資格の技人国が求める資格要件1の①～③のいずれか一つを満たした上で、アの観光庁が認定する、宿泊施設に係る民間資格試験に合格することを条件に、レストランサービス業務、ベル業務、その他対人業務に付随する準備片付け作業、事務作業、客室清掃等につきましても、現行の在留資格、技人国の資格内の活動としてお認めいただければというのが今回の

スキームとなっております。

12ページは、沖縄県が現在、想定しておりますホテルビジネス実務検定試験でございます。現在、観光庁から認定は受けておりませんが、新規提案としてお認めいただければ、今後、観光庁と進めてまいればと考えているところであります。

試験の概要につきましては、表記のとおりでございますが、沖縄県としては、インバウンド外国人材に求める試験レベルは、ベーシックレベル2級以上を想定しております。

理由といたしましては、ベーシックレベル1級以上は、マネジメント知識を求めるレベルであるため、対人業務を対象活動とするインバウンド外国人材に求めるレベルとしては過剰であると考えております。

なお、ベーシックレベル2級の合格率は6～7割前後であり、かつ日本語で行われている試験であるため、一定水準以上の知識及び日本語能力が担保されるのではないかと考えております。

説明は以上でございます。

○伊佐班長　続きまして、私は沖縄県情報産業振興課の伊佐と申します。よろしく申し上げます。

13ページから御説明いたします。

外国人IT人材の受入れ促進につきまして、沖縄県では、平成9年からIT関連産業の振興を図ってまいりました。現状の図1にありますように、平成28年度現在、4,283億円の売上高となっております。持続的に発展するためにも、高度ITの外国人材の受入れを促進していきたいと思っております。

14ページの今回の規制改革案の中で、前回説明した内容から2点の変更点がございます。

まず、前回は、規制改革案については、特定活動に追加させていただきたいと御説明を申し上げたところではございますが、今回、技人国に係る規制改革という形で変更させていただければと思います。

理由といたしましては、現在、特定のIT資格を取得している場合に在留が認められている法務省のIT告示に準じて、技人国に係る規制緩和として、今回、修正させていただければと考えております。

もう一点が、前回の規制改革提案の中では資格要件が三つございました。現在も引き続きあります、IT以外を専攻している大学卒業で、3年間の実務経験及び専門学校を卒業して3年間の実務経験、あとは前回、高校卒業して5年間の実務経験と記載させていただきましたが、今回はターゲットをどう絞っていくかという中で検討した結果、高校卒業につきましては削除させていただいております。

それ以外に、間口の拡大の他に、高度人材の受入れ促進として、高度人材ポイント制を活用して、活動期間に応じたポイントの付与であるとか、沖縄の平均年収等を踏まえた基準年収額を7割へ引き下げ、あとは審査手続の迅速化などを提案させていただいております。

16ページは、前回の指摘の中での回答となります。

初めに、県としてどの人材をターゲットとするかにつきましては、13ページの左下のほうで、県としては、経産省で調査した図4のほうで、外国人のIT人材の最終学歴が、日本以外の7カ国の中でほとんどが大学卒業以上というところがございますので、県のメインターゲットとしましては大学卒業以上を想定しております。

ターゲットの人材がいるかについては、同じ13ページの図5にございますように、外国人IT人材の中には、IT以外の分野を専攻して卒業している方が平均で39.3%ございます。多いところで、ベトナムで59%、インドで28%となっているところでございまして、人材は一定程度いると認識しております。

県内企業とのニーズとマッチしているかにつきましては、同じ13ページの図3に、沖縄県がアンケート調査を実施したところ、外国人材を雇用している、あるいはしたことがあるかについては、37%があると答え、図2にございますように、今回の規制緩和が実現した場合に積極的に採用したいというのが青の部分で、研修制度等の条件付きで採用したいというのが赤の部分で、合わせて68%が何らかの対応をしたいということで、一定のニーズがあると考えているところでございます。

私からは以上となります。

○糸数班長 続きまして、アジア経済戦略課の糸数と申します。私のほうからは17ページから、2点御説明させていただきたいと思っております。

1点目が、内外併用の日本国籍船舶に係る資格変更届出の免除で、2点目は、船内台車（シャーシー）の船用品への位置付けについてでございます。

沖縄県は、離島を抱えている特殊性から、右の図のように、県外、那覇、先島、海外の航路を持っております。

「船舶資格変更 現状」といたしまして、外航路または内航路への資格変更については、税関への届出後、1週間以内は再変更ができません。

課題としまして、国内外航路を1週間以内で運航する船舶については、外国船のまま運航せざるを得ず、内国貨物であるにもかかわらず、税関申告が必要であります。

2番目の「船内台車（シャーシー）現状」については、右の図のように、この船舶はコンテナ船ではなくRORO船といたしまして、トレーラーをそのまま積み込む船でございます。

現状といたしまして、コンテナ貨物を積載する船内台車（シャーシー）は、船用荷役機材として使用されておりますが、船用品に該当しないことから、輸出入申告が必要となっております。

課題としまして、荷役機材の船内台車も輸出入申告が必要であること、輸出入に係る費用が発生すること、税関許可待ちにおける荷役制限（作業効率の低下）が課題となっております。

そこで、規制改革提案といたしまして、資格変更届出を免除する、船内台車（シャーシー）を船用品と位置付け、税関申請は船用品積込承認届出での処理をしたいと提案してい

るところでございます。

18ページの現行法の規制については、後ほど御覧いただければと思っております。

19ページは、緩和後に期待される効果といたしまして、安定した輸送サービス、コストの軽減、①の外国、沖縄、日本間でのリードタイム（輸送時間）、荷役作業の時間短縮、各種費用削減による物流コストの削減、それによる輸送費低減による県民サービスの向上が期待されます。また、急なスケジュールの変更（台風や時化等）による接岸バース変更も迅速に対応できるようになります。

20ページは、港湾ごとの手続イメージとなっております。後ほど御覧いただければと思っております。

21ページに、財務省への聞き取り事項に対する沖縄県の意見について3件あります。

沖縄県が提案する資格変更の免除について、財務省からの回答としては、「船舶の資格によって税関手続が異なるため、免除することはできない。また、内航船に変更する場合、国内の各港で外国に向けて送り出すために外国貨物を積載することは認められない」。そのことに関する沖縄県の意見としましては、「関税法に基づく保税運送の手続きをとれば積載可能であると考えております」。

2番目の財務省の回答については、「外航船のまま運航する方が、資格変更時に貨物を全て取り降ろす必要がなく、利便性が高いと考えられるが、国内間の航行を内航船扱いとしなければならない事情とは何か」という部分について、沖縄県の意見として「国内間の輸送は内航船、国外間の輸送は外航船というシンプルな形にすることによって、納税手続きや承認手続き等、事務作業等も含めて生じるコストをカットし、税関対応等の事務作業を軽減することで、海上輸送の利便性を高める事が目的である」。

22ページを御覧ください。

「外航船において、内国貨物と外国貨物を明確に分けることができれば、内国貨物については、内国貨物運送手続きを不要とすることはできるか」という質問の、財務省からの「内国貨物を外国貿易船に積載して運送する場合、当該外国貿易船への積載貨物の把握、輸出手続きが行われなままでの外国への運送（密輸出）を防止する目的で、内国貨物運送手続きは必要。密輸出の防止について、船内で貨物を分ければ満たされるものではない」という回答についての沖縄県の見解といたしまして、「国外間で外航船に内国貨物が積載されている場合であっても、船荷証券で外国貨物は確認できることから、外国貨物のみの輸出が可能、また内国貨物に関しては、積荷明細目録にて管理しているので密輸出は防げると考えております」。

その他の財務省への質問事項に関連して、「資格再変更の期間制限理由の一つに、とん税の納付手続きの関係があるとのことであるが」とについて、財務省からは「1週間以内の資格変更届を受理しないこととしているのと、とん税の納付とは、直接的に関係するものではない」との回答を受けております。

23ページは、RORO船の場合の入港から貨物の引き渡しまでのフローでございます。また

後ほど御覧いただければと思います。

24ページは、前回3月16日のワーキンググループの確認事項でございます。

「下関-釜山でRORO船がダブルナンバーを実施している。沖縄県と同様の課題（シャーシーの輸出入手続き）があるのか」を確認したところ、下関-釜山の船舶事業者が使用しているシャーシーは、シャーシー自体に貨物を積み込む一体型シャーシーが使用されており、シャーシー全体が貨物扱いされ、輸出入手続が行われていること。

沖縄県の船舶事業者が使用するシャーシーは、シャーシーにコンテナを積載する「分離型シャーシー」となっていること。

分離型シャーシーは、港内でコンテナを船へ積み卸しするための荷役機材ではありますが、現在、貨物扱いとして輸出入手続の対象となっており、効率的な荷役作業に支障があるということです。

25ページをお開きください。

「海外ではシャーシーは船用品扱いしているのか」との確認事項に関しまして、船用品扱いはされておられません。なお、SOLAS条約フェンス内に限り、輸出入手続が免除されている状況でございます。

○八田座長 SOLAS条約フェンスとは何ですか。「フェンス内に限り」とは、フェンスがあるのですか。

○糸数班長 はい。26ページでまた後ほど。

○八田座長 では、いいです。

○糸数班長 「（3）税関場所により（解釈や対応が）異なることもあるので確認」については、国内の他税関場所についても、SOLAS条約フェンス内に限り、船内台車の輸出入手続が免除されております。

下の表のとおり、沖縄県以外については、SOLAS条約フェンス内に限り輸出入手続が不要となっております。沖縄県においては、SOLAS条約フェンス外に出る環境となっているため、輸出入手続が必要となっております。

次ページの「沖縄県那覇新港における環境」について御説明したいと思います。

26ページに「2 沖縄県那覇新港における環境」とございまして、外航大型フルコンテナ船は、那覇国際コンテナターミナル内のバースへ接岸。

RORO船は、大型フルコンテナ船への対応する設備が弊害となり、別バースである7号岸壁へ接岸。

7号岸壁は接岸バースでありコンテナターミナルではないことにより、荷揚げされた貨物は那覇国際コンテナターミナルへと横持ちされている状況であります。横持ちの際は、SOLASフェンス外へと一時出ざるを得ない環境となっております。

27ページは、RORO船が那覇国際コンテナターミナル内バースへの接岸が困難となっている要因についてでございます。

下の写真を御覧くださいと、防弦材のサイズが大きく、本船と岸壁に距離ができて

しまい、ランプウエーの設置が困難となっております。

28ページは、下の写真を御覧いただきたいと思っております、ビットサイズが大きく、ランプウエーの設置が困難であります。

右下の写真を御覧いただくと、エプロン部分のガントリークレーンのレールやストッパー（突起物）があるため、ランプウエーの設置が困難となっております。

私からの説明は以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

随分多岐にわたるので、非常に短い中でこれはなかなか難しいと思うのですが、この5項目の中で、おたくとして一番実現したいのはどれですか。全部やるのはとても難しいと思うのです。

○高江洲副参事 レジャーダイバーと、もう一つやるとすれば、ホテル外国人材です。

○八田座長 わかりました。

レジャーダイバーについては、外国では潜水資格がある国の民間の資格でいいことになっているのでしょうか。

○池田班長 外国では、レジャーダイバーに関しては潜水資格を必要としないです。

○八田座長 潜水資格はちゃんと国家試験にあるのですね。

○池田班長 あります。色々な海底作業をする際には潜水資格が必要で、国家資格もあるのですが、そういったことを要件とされていないということです。

○八田座長 その際に、民間資格を国が何らかの形で認定しているのでしょうか。

○池田班長 調べた範囲内では、国が何らかの形で民間資格を認定しているという情報が今は得ておりません。

○八田座長 しかし、そこが肝心ですよ。民間資格が、政府なり県なりが要求する、きちんとした一般的な水準を満たしているかどうかは前もってやらないと、基準の極めて緩い国の検定試験を通りました、これでもいいでしょうと来たら、それは認めるわけにいかないと思うので、そこにどういう仕組みを作るかが必要ではないかと思えます。

お考えは、基本的には日本でも当然、民間資格はないわけだから、外国の資格をまずはそういうところで認める仕組みを作ってほしいということですよ。それを自治体がするのか国がするのか、新しい資格というのはどこかで判定できるようにしてほしいということでしょうか。

○池田班長 日本でも外国でも、レジャーダイビングで潜る際に、PADIという会社の資格があつて、その中に色々なランクがあつて、教えることができるダイブマスターとか、インストラクターという資格があつて、そういった資格以上の方であれば、それは外国にも日本にもあつて、同じ資格で教えることが可能なのですが、日本に関していうと、その資格にプラス潜水士資格が必要ということなので、レジャーダイバーに関してはその潜水士資格を撤廃することも含めて、撤廃できない場合は、潜水士資格とPADIの資格でほぼ要件が同じようなことをやっているの、不足している部分を研修で補うという形にしてほし

い。

○八田座長 わかりますけれども、PADIの資格をどこかがこれでオーケーだと言わなければいけないのですよね。

○池田班長 はい。

○八田座長 その制度設計がどうなっているのかということでしょうね。

今度はホテルのところですけども、これは観光庁が決めた四つの試験があつて、それを通ればいいことにするということですね。

○池原主幹 そういうことでございます。観光庁にはこういうことを上げるという触りの程度の話は今はしているのですけれども、ちゃんとした議論はこれからでございます。

○八田座長 これは何ページでしたか。

○池原主幹 これは11～12ページです。11ページの※のほうに書かれてはいるのですけれども、ホテルビジネス実務検定試験を想定しており、当該試験は現在、観光庁からの認定はまだ受けておりませんが、今後、観光庁と協議を進めていきたいと思ひます。

○八田座長 この試験自体は既にあるわけですね。

○池原主幹 試験制度は既に確立されております。

○八田座長 それを技人国のところに適用しようという話ですね。わかりました。

それでは、中川委員、どうぞ。

○中川委員 11時に退室しますので、先に御質問させていただきます。

レジャーダイバーのところ、前回も御質問を申し上げて、要は、潜水士において unnecessaryな試験をされているという部分と、日本語でしかやっていないという部分がやや入り組んでいて、その部分がまだ私自身は整理できていない。ただ、前回その御質問をしたときに、座長のほうから、外国人を対象にするということは、既存の業界へのショックみたいなものを和らげる意味もあるのだろうというお話があつて、実態上の話は私は理解できたのですけれども、要は、沖縄県が御主張されているのが、潜水士という資格はそもそも unnecessaryではないかということであれば、そもそも何で外国人のほうから始めないといけないのかという部分が、実態としてはわかるのですけれども、理屈としては全くわからないのです。

そういう部分については、おそらく八田座長が仰つたように、PADIみたいなものを国か県か、どこかの公的機関が認定するというところで制度の整理はある程度付くかもしれませんが、外国人を対象とするという理屈はどうされるのですか。

外国人に教えることについては、とりあえず日本語の潜水士しかないから、それをガラポンで変えるというよりは、外国人についてはしょうがないから、とりあえずPADIを何らかの形で認めていただいて手を付けますということになるのかなとも思うのですけれども、そもそも何で外国人からやるのですかということについて、実態上はわかりましたけれども、理屈が必要な感じがしました。

もう一点は、ホテルの部分につきまして、沖縄県の説明は、今でもフロントとかそうい

うものは認められているけれども、最初からフロント業務をばんとやらせるようなホテルはなくて、そもそも最初はメイキングなどの点からやるでしょうという御説明だったように思います。そもそもフロント業務とかベル業務とか、どちらかというとなし難くないような業務について最初から拡大するというよりは、時系列的にフロント業務にたどり着くまでの過程としてそういうものを解禁するというのであれば、日本のブルーカラー市場との棲み分けはできるだろうというお話だったように思います。

そういうことが今回、答えられているかというところについて、私はややわからないのですけれども、それは大卒、あるいはベーシックレベル2級をやられているような人は、そもそもベル業務とかベッドメイキングなどで納まるはずはないでしょう。いずれフロントに行って、マネジメントなどの業務に就くことが将来的には予想されているでしょうということから、こういう条件を付けてきたと理解すればよろしいでしょうかというのが私からの御質問です。

○八田座長 お問い合わせいたします。

○池田班長 資料の3ページで北海道の例を挙げているのですが、北海道でも外国からのお客様がたくさんいて、外国人に教えるために同じ言語を話せる方が必要という、言語対応のインストラクターが必要ということで、北海道ではどんどん基準が緩和されたと聞いているのです。

○八田座長 ビザですよ。

○池田班長 はい。

沖縄のほうで外国人観光客が増えていて、例えば、中国の方にきちんと安全にダイビングをしていただくには同じ言語を話せる方が必要なので、外国人のインストラクターが必要というところから、外国人のインストラクターに働いてもらうには潜水士資格がネックになっていることが理屈になっていないということですか。

○中川委員 要は、日本人相手にはいずれにしろ全然関係のない資格試験を合格したような人が教えなくてはいけなくて、外国人だけがPADIみたいなレジャーダイバー用の簡略された仕事で、英語でやった人を教えられるというのはダブルスタンダードではないかということです。それは実態上の話としてはわかるのですけれども、何で外国人だけ、余計なことを教えてもらわなくてもいいのかということについて、理屈はいるのかなと思うのです。

○八田座長 北海道のスキーの場合には、スキーの資格を外国人用に別にしたわけではなくて、滞在期間を延長しただけの話です。今、中川先生が言われたことには、それが使えないのではないかと思うのです。

○池田班長 日本人ですね。ありがとうございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○高江洲副参事 それに関して、私どもは前回の3月のワーキングの際にも、まずは外国人で突破口をと考えて、実はこの案件は3年ぐらい前から厚労省と調整させていただいて

いるのですけれども、なかなか厳しくて、了解を得られないところがあって、日本人のダイバーも潜水士試験を受けなくてもガイドダイバーができるようにということについては壁が非常に高かったものですから、外国人を突破口にしてということから今来ているところでは。

○八田座長 この試験自体は英語だけなのですか。日本語もあるのですか。

○高江洲副参事 日本語だけなのです。

○八田座長 いや、国際的な民間試験のほうです。日本語もあるのですか。

○高江洲副参事 英語も日本語も色々ございます。

○八田座長 わかりました。

○池原主幹 今、成長していくモデルということで先生が仰っていたのですけれども、そのイメージは、おもてなし支援人材がどちらかというとマルチタスク人材に成長していくという部分で、そこは県として認識はしていたのですけれども、基本的にはマルチタスク人材というのは、H検に合格した方については、技人国が求める要件にプラスアルファで試験制度を付けるということで要件緩和を求めているところですので、基本的にはマルチタスクということで、基本は対人業務を主としつつ、全ての業務ができる人材を高度な人材と位置付けて求めているのがマルチタスク人材の県の案としてのスキームとなっております。

そこで、ホテル業界で何が課題になっているかといいますと、宿泊業の労働生産性は他業種に比べて低くて、宿泊施設の生産性向上が喫緊の課題の一つとなっております。このような中、労働生産性が低いと、従業員も賃金が低くなったり、不足しがちになることもあって、従業員賃金を向上していくためにも労働生産性の向上は大切なことなのかなというところがあって、そういう意味でこのマルチタスクも課題に対する解決手法の一つなのかなと認識してございます。

今、技人国でできる対人業務を柱としつつ、他業も含めてやること自体が必ずしも程度が低いわけでもないのかなというのもあって、そこはしっかり進めていければというのが現時点での県の考え方でございます。

ただ、この点につきましては色々な御意見等々があるかと思しますので、その辺はまた御指導を仰いでいきたいと考えております。

○八田座長 本間先生、どうぞ。

○本間委員 レジャーダイバーガイドの件は、中川先生が言われたことと全く同じことを考えていて、要するに、日本人を含めた新たな職種として、レジャーダイバーガイドを認めていくという方向で攻めたほうが正道かなという気がします。厚労省とそのあたりの話合いというか、潜水士資格がないと絶対ダメという形でしか向こうが回答していないのか。このあたりについて、何らかのベースの資格が必要だというような話は聞かれているのですか。

○池田班長 現時点では、潜水士資格が全くいらぬのではないかとということを厚労省に

投げたことはなくて、何とかこの潜水士資格を外国人などが取得するに当たって、現在、日本人にしる外国人にしる、皆さんは基本的に日本でスキューバダイビングをやる場合には、PADIなりNAUIなりの資格を持っていらっしゃるの、その資格にプラスアルファで潜水士資格は、試験ではなくて研修でということで今は投げていて、全くこれをなしにしてというやりとりはしたことがございません。

○本間委員 インバウンド対策として外国人を持ち出されるのはよくわかるのですけれども、新しい職種といたしますか、それは沖縄に限らずニーズがあるところなので、日本人も含めて枠を広げる方向のほうがすっとんと落ちるということです。

それから、人材のところですが、大学や専修学校を出て3年以上の実務経験を有する人が、それこそベル業務だとかベッドメイキングなどから入っていくかという疑問があって、そこはそういうニーズもあるのだということをごどこかで示しておかないと。ホテル関係の仕事であれば、枠を広げて何でもやりますということは納得するのだけれども、ニーズとしてどうなのかと思うところがありますので、そういうところから入ってフロント業務まで行くという形の人もたくさんいるし、色々なルートがあるということを示していただきたい。

また、ベル業務、ベッドメイキング等々でとどまってもいいのだけれども、そういうニーズがこういう資格を持った人たちの中でどれくらいあるとお考えなのか。調査しるとは言いませんけれども、何らかのボイスが欲しい。これを利用する需要者のニーズはどうかと思ったところです。

○八田座長 今、本間先生が御指摘になった、最初のダイバーのことですけれども、これだけ沖縄県はきちんとお調べになったのだから、理屈の上で、潜水士の資格はないのが普通の外国のルールであることは説得力があると思うのです。それは元来、それで押していくべき話だと思いますし、この調査結果は非常に重要だと思うのです。

ところが、今ダイバー指導員の資格を持っている方は、みんな潜水士の資格を受けている人ですよね。だから、この人たちの利害はものすごく侵食されるのです。簡単に取れる人が来ると、彼らの賃金はどんどん下がってしまうのだらうと思うのです。

だから、そういうことを気にしている場合ではないというのが、元来の規制改革の方向だらうと思うのですが、そのステップとして、何らかの形でうまい理屈を付けて、今の方たちの賃金をそんなに急激に下げないでも済む方法があれば、それは実現可能性は高まると思います。新しい資格の数を制限をするか。料金を取るとか、そういう仕組みでだんだん増やしていくこともあり得るのかもしれないと思います。

2番目のホテルのほうは、今、本間先生と中川先生が仰ったことから考えたことなのですから、アイデアとして、仮にフロント業務を専属で1年やるとしたら、その前の1年間は何をやってもいい。フロント業務をやってもいいし、色々な職務を覚えるために、ベッドメイキングをしてもいい。最初は修行しながらやって、2年目はフロント業務をやる。そのままずっとやってもいいけれども、その2年の経験があり、かつ先ほどの観光の

資格があったらば、何でもできるマルチタスクの人間になれるという組み合わせもあり得る。

そうすると、最初のことだけでも規制緩和ですよ。いきなりフロント業務をやらなくてもいい。1年間は最初に修行期間で何をやってもいいことにして、2年目以降は、こちら側はずっとフロント業務をやるのが一つある。もっと偉くなりたいのであれば、試験を受けられる。そして、受ければ別なカテゴリーで完全にマルチタスクになる。

そうすると、割と説得性があり得るし、少なくとも最初の前段階を実現しただけでも、ホテル業界では随分役に立つのではないかと思います。

あと、いっぱいあってあれですけども、シャシーの問題は非常に特殊なものです。他のところが何とか地域内で全部やっているのに、沖縄だけはこれをやれていない。沖縄で何とか地域にやれない理由は何なのですか。国際条約のSOLAS条約フェンス内に全部入れてしまうことはできないのですか。それを入れてしまえば、随分問題が解決する気がするのです。

○糸数班長 26ページの写真で少し御説明したいと思います。

○小谷参事官 今、説明というより、例えば、フェンスを造り替えることはできないのかとか、今の制度としてダメだというのならともかく、色々な工夫ができるかもしれないので、そのあたりの話を我々でも聞いてみます。

○八田座長 要するに、むしろSOLAS条約のフェンスの造り方に関する規制みたいなものを変えれば。

○小谷参事官 何か規制で引っかかるものがあるのか。単に物理的な制約なのかもしれない。もうちょっと我々で詰めてみます。

○糸数班長 26ページ的那覇新港の環境の部分なのですけれども、SOLASフェンスが左側と右側に分かれています、それをどうして一つにまとめ切ることができなかったかという部分なのですけれども、一つは、例えば、ゲートとゲートがあるのですけれども、総合物流センターも建設中で、その上に外国貨物の荷捌きに無関係な施設とか敷地を含めて範囲指定することが適切でないといえますか、他の業者も間に入っているものですから、それを囲ってしまうと。

○八田座長 時間も無いでしょうからあれですけども、これを分けたために明らかに弊害があるわけですね。これを分けられないでできる工夫がないとか、そういうこともあり得るのではないかと思います。他ではやっていないことなので、他のところはその問題を解決しているわけですからね。

それでは、時間が短くてすみませんけれども、色々どうもありがとうございました。